

<講演要旨>

第二部 EEZ の境界画定をめぐる動向と日本の海洋開発を安全に行うための課題

上之門 捷二 キャノングローバル戦略研究所客員研究員

「排他的経済水域（EEZ）と日本の海洋開発」

EEZ の定義は国連海洋法条約で決められているが、「広い公海と狭い領海」派と、「狭い公海と広い領海」派の国々間の妥協の結果として設定された経緯があり、各国が自国に有利な解釈を取れるような重複、不明確な部分がある。

日本にとって EEZ での資源開発は海外の鉱山開発に比較すると、鉱山国の政治情勢などに影響されず、国内法の確立と技術開発さえあれば新産業の創出、ひいては海洋立国に結びつける大きな意義がある。

しかし、EEZ の境界画定には海底資源や軍事的な背景もあり、東アジア、東南アジア、北極圏などで各国が自国権益確保のため、せめぎあいの最中である。特に南シナ海においては中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシアが武力衝突も辞さず、島嶼占拠による既成事実化を図っている。

日本周辺においても北方4島、竹島、尖閣諸島、沖ノ鳥島の領土、領海、EEZ に関する問題がある。これらの問題は、世界でも国際司法裁判所を通じて解決された例が少なく、2 国間の調整によることが多く、長期に取り組む必要がある。

近年、中国の海洋国家方針に沿った行動が、尖閣諸島、沖ノ鳥島の問題にも関連し海洋開発の安全確保上重要な課題となっている。

日本に不利な既成事実を作られることを阻止するため、次の項目を提言する。

- ・武力を背景とした行動に対する抑止力を持つこと。（海底資源開発技術も間接的に役立つ）
- ・メディア、心理、法律戦にて自国の主張を強化すること。
- ・不審船等への対策として官民連携強化、包括的な法整備、災害対策で宇宙基本法との連携で情報網整備。

以上